

東大和市立第八小学校 体罰防止プラン

学校経営方針

- 学校は、子どもが学ぶ喜び・学ぶ楽しさを味わえるところである。
- 学校は、子どもが良き友、良き師と出会えるところである。
- 学校は、子どもの夢や希望を育むところである。

保護者に信頼される学校

- ・ 一人一人を大切にしてくれる
- ・ 尊敬し信頼できる先生がたくさんいる

求められる教職員像

- ・ 子どものどんな言動にも耳を傾ける。
- ・ 子どもの一人一人の個性（よさ）をしっかり受け止める。
- ・ 一人の子どもを多くの教職員が目で見える。
- ・ 学習ができない、分からない子に、丁寧に分かるまで指導する。

体罰や行き過ぎた指導が起る主な要因には、

①人権意識 ②児童理解 ③指導法があります。具体的には、教師の指導が子どもに通らない時や集団規律が乱される場面で教師が強いストレスを感じた時に起こりやすくなります。

本校では、常に経営方針を確認し、目標や望まれる学校像、教職員像を再確認しています。

平成18年度
具体策

人権教育のプログラムの策定と改訂	人権意識を高める研修会の実施	児童理解を深め、指導のあり方について情報を共有化	管理職による職員管理と指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体計画 ・ 年間指導計画 を策定し、全教育活動において、人権教育を推進していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクシュアルハラスメントや体罰に関わる人権意識を高める研修会を全教職員に対し年2回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導全体会（年3回）や生活指導朝会（週1回）において、配慮を要する児童について、情報を共有する。 ・ 学年会（随時）において、指導のあり方について学年三担任が緊密に連携していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、2回以上校内巡検する。 ・ 年3回の個別面接指導を行う。 ・ 年3回以上の授業観察を行う。

個別の対応

管理職の直接支援	教育相談委員会の開催	教育相談の充実	スクールカウンセラー等との連携	複数指導体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰や行き過ぎた指導が起りやすい状況を判断し、教員の指導のあり方や援助の方法を探ります ・ 必要があれば、教室に入り、指導の援助を直接行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導上配慮を要する児童に関する情報を整理し、分析的に指導法や援助の方法を検討します。 ・ 必要があれば、学校全体として、役割を決めて対応するように提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全保護者対象の個人面談を年1回、加えて希望者が相談できる日を年2回設定しています。 ・ 子どもが相談できるように、養護教諭が窓口になって相談を受け付けています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーや訪問相談員が、専門的な立場から、教育相談委員会に加わったり、直接教員の相談相手になったりします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの可能性が考えられる場合は、該当の教員への支援を行うため、可能な限り複数・協働で指導できるような体制を組みます。

※ 保護者と常に連絡を取り合い、相互理解のもとに対応していきます。

